

秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）の管理に関する基本協定書

秋田県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり、秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）（以下「本施設」という。）の管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、指定管理者の能力を活用しつつ、適正かつ合理的な運営により経営の効率化を図り、公共用水域の水質保全等に資することにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び秋田県流域下水道条例（昭和57年秋田県条例第22号。以下「条例」という。）第4条の規定により指定管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり求められる公共性及び公益性を十分に理解し、尊重するものとする。

2 乙は、本業務の実施に当たり、多様化する住民ニーズにより効果的及び効率的に対応するため、自己の有するノウハウを活用することにより管理に要する経費の縮減を図るよう努めるものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、相互に協力し、信義に従い誠実に本協定に基づく義務を履行しなければならない。

（定義）

第5条 本協定における用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）第2条及び第27条に規定する施設及び管理物品とする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第7条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定期間における目標）

第8条 前条の期間における施設の利用目標は、次のとおりとする。

仕様書で規定している放流水の水質基準値のうち、目標基準を上回ることがないよう適切な運転管理を実施する。

第2章 本業務の範囲及び実施要件

（本業務の範囲等）

第9条 条例第4条第1項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）業務実施計画書作成業務
- （2）運転管理業務
- （3）点検・整備業務
- （4）小規模修繕業務（1件当たり400万円未満）

- (5) 電気設備保安業務（電気主任技術者業務含む）
 - (6) 廃棄物の収集・運搬及び処分業務
 - (7) ユーティリティ等の調達・管理業務
 - (8) 付帯業務
 - (9) 見学者対応業務
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、本施設の管理に関し甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第10条 次の業務については、甲が自己の責任及び費用において実施するものとする。

- (1) 大規模修繕業務（1件当たり400万円以上）
- (2) 処理施設及び管渠施設の機能付加工事
- (3) 本施設に係る目的外使用許可

（業務実施要件）

第11条 乙が本業務を実施するに当たり満たさなければならない要件は、仕様書に定めるとおりとする。

（仕様書等の変更）

第12条 甲及び乙は、本協定締結後に仕様書等の変更の必要が生じたときは、双方による協議を行うものとし、双方が合意した場合は、仕様書等を変更することができる。

（本業務の範囲等の変更）

第13条 甲及び乙は、必要と認めるときは、相手方に通知することにより、第9条の本業務の範囲等、第10条の甲が行う業務の範囲及び第11条の業務実施要件の変更を求めることができる。

- 2 甲及び乙は、前項の通知を受けたときは、同項の変更、当該変更に伴う指定管理料の変更等について協議しなければならない。

第3章 本業務の実施

（本業務の実施）

第14条 乙は、本協定、年度協定、関係条例及び関係法令等のほか、秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、仕様書及び提案書に従い、本業務を実施するものとする。

- 2 募集要項、仕様書及び提案書の内容が本協定の規定に抵触するときは本協定の規定が優先し、提案書の内容が募集要項及び仕様書の内容に抵触するときは募集要項及び仕様書の内容が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

（業務開始準備）

第15条 乙は、指定開始日までに、本業務の実施に必要な資格者その他の人材を確保し、必要に応じて研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認めるときは、指定開始日前において、本施設の視察を甲に申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、前項の申出を受けたときは、当該申出に応じることができない合理的な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

（第三者による本業務の実施）

第16条 乙は、あらかじめ甲の承認を受け、本業務の一部について第三者にその実施を委託することができる。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合においては、本業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用は、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなす。

(本施設の修繕)

- 第 1 7 条** 本施設の小規模修繕については、原則として、指定管理料のうち、小規模修繕費用の支払に充てるものとして年度協定に定める予定額の範囲内で、乙が実施するものとする。
- 2 本施設の大規模修繕等については、甲が自己の費用において実施するものとする。

(緊急時の対応)

- 第 1 8 条** 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲その他の関係者に対してその旨を通報しなければならない。
- 2 乙は、事故等が発生したときは、甲と協力して当該事故等の原因の調査を行うものとする。
- 3 事故等緊急時の体制等についての細目については、仕様書に定めるとおりとする。

(個人情報の保護)

- 第 1 9 条** 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の趣旨にのっとり、本業務に関し保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じるとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第 4 章 管理物品の扱い

(甲による管理物品の貸与等)

- 第 2 0 条** 甲が乙に貸し付ける管理物品の内容及び乙が管理上遵守すべき事項等は仕様書によるものとする。

(乙による管理物品の購入等)

- 第 2 1 条** 乙は、自己の費用により備品等を購入し、又は調達し、本業務の実施の用に供することができるものとする。
- 2 前項の規定により購入又は調達した備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、乙は、自己の費用において必要な備品等を購入し、又は調達するものとする。

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

(業務実施計画書)

- 第 2 2 条** 乙は、本協定締結後直ちに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画書を提出しなければならない。
- (1) 本業務の実施計画に関する事項
- ① 業務実施方針
 - ② 環境対策
 - ③ 組織体制及び人員配置計画
 - ④ 安全衛生管理体制
 - ⑤ 運転操作・監視業務実施計画
 - ⑥ 物品等調達・管理業務実施計画
 - ⑦ 点検・整備業務実施計画
 - ⑧ 施設管理業務実施計画
 - ⑨ 環境計測業務実施計画
 - ⑩ 小規模修繕業務実施計画
 - ⑪ コスト縮減の対策
 - ⑫ 緊急時等への対応
 - ⑬ 有資格者
 - ⑭ 廃棄物の収集・運搬及び処分
 - ⑮ その他本施設の維持管理に必要な事項
- (2) 経費等の収支計画に関する事項
- (3) 管理施設の利用目標に関する事項
- (4) その他甲が指示する事項
- 2 甲は、業務実施計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。
- 3 甲及び乙は、業務実施計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議によるものとする。
- 4 第 1 項に掲げる業務実施計画書の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(業務の報告等)

第23条 乙は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 年間業務完了届
 - (2) 年間業務報告書
 - (3) 収支報告書
 - (4) 業務完了届
 - (5) 仕様書で定める書類
- 2 年間業務完了届、年間業務報告書及び収支報告書は毎会計年度終了後、速やかに提出すること。
- 3 業務完了届は指定期間終了後、速やかに提出すること。
- 4 乙は、第38条から第40条までの規定により会計年度の途中において指定管理者の指定が取り消された場合は、指定が取り消された日から30日以内に当該会計年度における当該取り消された日までの間の業務報告書を提出しなければならない。
- 5 第1項に掲げる業務報告書等の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(業務実施状況の確認等)

第24条 甲は、前条の規定により乙が提出した報告書に基づき、業務実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、本施設の管理の適正を期するため、前項の確認を行うほか、乙に対して、随時報告若しくは説明を求め、又は実地調査することを申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、当該申出に応じることができない合理的な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

(業務の改善等の指示)

第25条 甲は、前条第1項及び第2項の規定による確認等の結果に応じ、乙に対して必要な指示をすることができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときには、当該指示に従わなければならない。
- 3 乙の責めにより改善の必要が生じた場合の改善に要した費用については、乙の負担とする。

(業務遂行水準確保のための措置)

第26条 甲は、前条の業務の改善等の指示を経てもなお、乙が最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合には、乙に違約金を請求することができるものとする。違約金の額は、改善を指示した事項が本業務に与えた影響や期間、重大性等に応じて算定するものとし、第22条第1項第2号の収支計画の管理運営経費（自主事業を除く。）の10%を上限とする。

- 2 乙が最低限の業務遂行水準を満たさなかったことにより甲に損害が発生したときは、甲は、前項の違約金とは別に、乙に損害賠償を請求することができるものとする。
- 3 甲は、第1項の違約金の請求に当たり、乙に対する指定管理料の支払いの予定がある場合には、指定管理料と相殺することができる。

第6章 指定管理料

(指定管理料)

第27条 甲は、本業務実施の対価として、毎年度、甲の予算の範囲内で、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う年度ごとの指定管理料については、別途「年度協定」に定めるものとする。
- 3 前項の指定管理料については、将来の変動見込額を含むものとする。
- 4 甲は、毎会計年度当初に、乙と協議の上、指定管理料の支払計画書を作成するものとする。
- 5 乙は、前項の支払計画書の内容に従い指定管理料を請求し、甲は当該請求に係る請求書を受領した日から15日以内にこれを支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第28条 甲は第27条第3項に規程する将来の変動見込額の部分について、毎年度、最新の実勢に基づき、増減させるものとする。

- 2 甲又は乙は、乙が実施する小規模修繕に係る支払実績額と第17条第1項に基づき年度協定に定める支払予定額に著しい差が生じると見込まれる場合は、相手方に通知することにより指定管理料の額の変更を申し出ることができるものとする。

- 3 甲又は乙は、前項に定める場合のほか、仕様書に規定する指定管理料の変更、そのほか指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、相手方に通知することにより指定管理料の額の変更を申し出ることができるものとする。
- 4 甲又は乙は、前項の申出を受けたときは、協議しなければならない。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第29条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合には、乙に対して、当該賠償した金額その他当該賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第31条 甲が付保する保険は、次のとおりである。

- (1) 火災保険
- (2) 下水道賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第32条 不可抗力が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、当該不可抗力により発生する損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力に起因して乙に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、乙と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力に起因して乙に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、当該損害及び損失に係る費用及び増加費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。この場合において、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含めないものとする。

(不可抗力による業務の実施義務の免除)

第34条 前条第2項の規定による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなつたと認められるときは、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により本業務の全部又は一部を実施できなかったときは、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第35条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 前項に掲げる業務の細目については、仕様書に定めるとおりとする。
- 3 甲は、必要と認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 4 乙は、前項の申出を受けたときは、当該申出に応じることができない合理的な理由のある場合を除

き、当該申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第36条 乙は、指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(管理物品等の扱い)

第37条 指定期間の満了における管理物品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 甲に所有権が帰属する管理物品等については、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐものとする。

(2) 乙に所有権が帰属する管理物品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。ただし、甲及び乙の協議により、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し等)

第38条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 本業務の実施に当たり、乙に不正行為があったとき

(2) 乙が本業務に関して甲が求めた報告を行わず、又は実地検査等を拒否し、若しくは妨害したとき

(3) 乙が本協定に定める義務を履行せず、又は本協定の規定に違反したとき

(4) 業務の実施において、乙が仕様書に規定する遵守基準等を達成できなかったとき

(5) 業務期間中において、乙が業務実施計画書等に基づいて業務が行われていないと認められるとき

(6) 乙が自らの責めに帰すべき事由により本協定の解除を申し出たとき

(7) その他本業務の実施を継続させることが適当でないと認めるとき

2 甲は、前項の規定により指定の取消しを行おうとするときは、あらかじめその旨を乙に通知し、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定の取消しの理由

(2) 指定の取消しの要否

(3) 乙による改善策の提示及び指定の取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害及び損失並びに費用増加が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、甲に損害が発生したときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 甲は、第1項の規程により指定の取消しを行った場合、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定の取消しを行った後の指定管理料、又は停止をした業務に相当する指定管理料は乙に支払わない。既に指定の取消しを行った後の指定管理料、又は停止をした業務に相当する指定管理料を乙に支払っている場合は、乙に返還を請求するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第39条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本業務を実施することができなくなったときは、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその取扱いを決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難であると認めた場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 甲は、前項の協議の結果、やむを得ないと認めたときは、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定による取消しにより乙に発生する損害及び損失に係る費用並びに増加費用は、合理性

が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲及び乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取り扱い)

第41条 第35条から第37条までの規定は、第38条から第40条までの規定により指定を取り消した場合について準用する。ただし、甲及び乙が合意した場合は、その限りでない。

第10章 その他

(情報公開)

第42条 乙は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第29条の2第1項の規定に基づき、本業務に係る情報の公開に関し規程を定め、当該情報の公開に努めるものとする。

(監査の受入)

第43条 乙は、本業務に係る出納その他の事務の執行について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に規定する監査又は秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年秋田県条例第12号）に規定する監査が実施されるときは、これに応じなければならない。

2 乙は、甲が別に定める本業務の評価制度について、自己評価を行うとともに、甲による2次評価及び外部有識者委員会による評価の実施に当たって、甲からの要求があった場合は、説明要求及び実施調査に応じなければならない。

3 甲は、評価結果を踏まえ、乙に対して必要な指示をすることができる。この場合、第25条第1項から第3項の規程を準用する。

(権利及び義務の譲渡の禁止)

第44条 乙は、本協定に定める権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(本業務の範囲外の事業)

第45条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。この場合において、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲は、自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の独立した帳簿等の作成)

第46条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に係る独立した帳簿等を作成し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等)

第47条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行われなければならない。

2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の改定)

第48条 本業務の内容を変更しようとするとき又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本協定を改定することができるものとする。

(公の施設の廃止)

第49条 甲は、本協定にかかわらず、管理施設について、公の施設として廃止することができる。

2 前項の公の施設の廃止により、乙に損害及び損失並びに費用増加が生じたときは、当該損害及び損失に係る費用並びに増加費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲及び乙の協議により決定するものとする。

(解 釈)

第50条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告

を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義等についての協議)

第51条 本協定の規定の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項については、甲及び乙は、協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第52条 本協定に関する訴訟は、秋田地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 秋田市山王四丁目1番1号

名 称 秋田県

代表者 秋 田 県 知 事 印

乙

所在地

名称

代表者 _____ 印

別紙1 用語の定義（基本協定書第5条関係）

- ① 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- ② 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- ③ 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- ④ 「小規模修繕」とは、小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は現状復旧を目的とする修繕をいう。
- ⑤ 「大規模修繕等」とは、小規模修繕以外の修繕をいう。
- ⑥ 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩落等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更あるいは、不時の停電、異常流入水量、水質、機器の異常等の事象その他甲及び乙の責めに帰することのできない事由をいう。なお、物価の増減、流入水量や脱水汚泥量の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- ⑦ 「自主事業」とは、本業務の範囲外の事業で、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、乙が自ら企画・立案して、自己の責任と費用（管理委託料を除く。）において実施する事業のことをいう。

(別 記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による管理業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この協定による管理業務が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

(個人情報の安全管理)

第3 乙は、この協定による管理業務における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(責任体制の整備)

第4 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第5 乙は、この協定による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第6 乙は、この協定による管理業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの特記事項に定める事項を遵守させなければならない。
- 3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第7 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が法にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この協定による管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認を得た場合を除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 乙は、前項に規定する甲の承認を得る場合、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
- (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 乙は、第1項に規定する甲の承認を得て業務を再委託した場合、再委託の相手方にこの特記事項に定める事項を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 乙は、第1項に規定する甲の承認を得て業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

- 6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

(取得の制限)

第9 乙は、この協定による管理業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報を当該管理業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、甲の承認があるときを除き、この協定による管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(漏えい等の防止)

第12 乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲からこの協定による管理業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。

4 乙は、甲が承認した場合を除き、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。

6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 乙は、この協定による管理業務を行うための個人情報の処理に使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、この協定による管理業務を行うための個人情報の処理に、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。

9 乙は、この協定による管理業務を行うための個人情報の処理に使用するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13 乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報について、管理業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録されたこの協定による管理業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第14 乙は、甲からこの協定による管理業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による管理業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方（第8に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの協定による管理業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲からこの協定による管理業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、この協定による管理業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

4 甲は、この協定による管理業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(指定の取消し等)

第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 乙は、甲が前項の規定に基づいて指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）の管理に関する年度協定書

秋田県（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）とは、秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）（以下「本施設」という。）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第２７条第２項に基づき、令和●年度の本施設の管理の実施の対価として支払われる指定管理料を定める協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

(協定の期間)

第1条 この協定の期間は、令和●年4月1日から令和●年3月31日までとする。

(令和●年度の指定管理料)

第2条 甲は、乙に対し、本業務の実施の対価として、次に掲げる指定管理料を支払うものとする。

指定管理料 ￥ 円
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ 円)

2 前項の指定管理料のうち、小規模修繕費用の支払予定額は次のとおりとする。

小規模修繕費用の支払予定額 ¥ 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(想定流入水量及び想定脱水汚泥量)

第3条 秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）指定管理者業務仕様書第47条第3項に規定する想定流入水量及び想定脱水汚泥量は次のとおりとする。

想定流入水量 m³ (大曲及び横手処理センターの合計)
 想定脱水汚泥量 t (大曲及び横手処理センターの合計)

(協定の変更)

第4条 甲と乙は、協議の上、本協定を変更することができるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 秋田市山王四丁目1番1号

名 称 秋田県

代表者 秋 田 県 知 事 印

2

所在地

名称

代表者 _____ 印